

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	地方税法に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長泉町は、地方税法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

静岡県駿東郡長泉町長

## 公表日

令和1年6月26日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税法に関する事務
②事務の概要	<p><b>【個人住民税】</b>          個人住民税は地方税法(第三章第一節(市町村民税)及び第二章第一節(道府県民税))に基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税(以下、「個人住民税」という。)であり、その税額は、市町村が確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料から決定するものである。          個人住民税には市町村が課すことのできる市町村民税(以下、「個人市町村民税」という。)と道府県が課すことのできる道府県民税(以下、「個人道府県民税」という。)が存在する。個人市町村民税及び個人道府県民税のそれぞれにおいて、所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割の賦課額が決定される。これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われている。          なお、個人道府県民税については、地方税法第41条により「当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収と合わせて賦課徴収等を行う」ものとされていることから、個人市町村民税とあわせて一括して賦課徴収を実施するものである。          本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。          ①課税対象者情報の準備。(地方税法第294条、第295条、第318条)          ②納税者、特別徴収事業者からの各種申告資料の受領。(地方税法第317条の3等)          ③個人住民税の障害者控除の適用。          ④個人住民税の減免(地方税法第213条等)          ⑤他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認。(情報提供ネットワークシステムの利用を想定)</p> <p><b>【固定資産税】</b>          地方税法(第三章第二節(固定資産税))に基づき、賦課期日(その年の1月1日)に当該固定資産(土地・家屋・償却資産)が所在する市町村において課する地方税(以後、「固定資産税」という。)である。納税義務者は、賦課期日に資産を所有する者(固定資産課税台帳に所有者として登録されている者)であり、1月1日現在の所有者として登録された者が、その年の4月1日からの1年分の税をすべて納付するものである(地方税法第343条)。税額は総務大臣が告示する「固定資産評価基準」に対して市町村長が「課税標準」となる価格を固定資産課税台帳に登録することとなり(地方税法第403条第1項)、その課税標準に各市町村で設定する税率を乗じることにより算出し、決定している。課税標準価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出を行うことができ、価格以外の登録事項に関しては市町村長へ不服申立てを行う。固定資産評価基準は、通常3年毎に告示が行われ、評価替えを実施している。          市町村においては、上記に基づき、土地・家屋・償却資産の管理台帳を作成し、それら固定資産の価格及び税額を基に納税通知書を作成・通知し、納税義務者より徴収を行う。          本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。          ①所有者に対する氏名・住所等の最新情報を適正に管理する。(番号法第14条)          ②納税者より提出される償却資産申告書を、直接または地方電子化協議会を經由し、受領する。(地方税法第383条等)          ③価格に関する審査の申出。(地方税法第432条)          ④固定資産課税台帳を基に賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を送付する。(地方税法第364条等)          ⑤天災による固定資産の減免あるいは、貧困等による扶助を受ける者等に限り、条例の定めるところにより固定資産の減免を行う。(地方税法第367条等)</p> <p><b>【軽自動車税】</b>          軽自動車税は、4月1日時点で軽自動車等の定置場を当該市町村内に有する所有者に対して課税を行うものである。軽自動車等(軽自動車、原動機付自動車等)を購入または譲り受けるなどした場合や、譲渡や盗難などにより所有しなくなった場合に申告が行われる。その際、車両の種類に応じて申告先が異なり、三輪・四輪の軽自動車に関しては軽自動車検査協会へ、二輪の小型自動車・二輪の軽自動車に関しては陸運事務所へ申告が行われ、原動機付自転車・小型特殊自動車に関するもののみ当該市町村に対して申告が行われる。          なお、身体障害者等に対しては、減免申請書を受け付け、必要に応じて減免を行う。          本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。          ①課税対象者情報の準備。(地方税法第442条の2、第445条)          ②納税者の軽自動車の登録・抹消情報を受領する。(地方税法第447条)          ③納税者に対し、納税通知書(税額決定通知書)と納付書を送付する。          ④納税者から減免申請書を受領する。(地方税法第454条)          ⑤減免申請の対象者であるか他課へ情報照会を行う。          ⑥納税者に対し、減免通知書と納付書を送付する。</p>
③システムの名称	(1)個人住民税システム (2)固定資産税システム (3)軽自動車税システム (4)収納管理システム (5)滞納管理システム (6)団体内統合利用番号連携サーバー (7)中間サーバー

## 2. 特定個人情報ファイル名

**【個人住民税】**

(1)課税対象者ファイル (2)課税資料ファイル (3)課税台帳情報 (4)収納情報ファイル (5)滞納情報ファイル

**【固定資産税】**

(1)資産情報ファイル (2)課税台帳情報ファイル (3)収納情報ファイル (4)滞納情報ファイル

**【軽自動車税】**

(1)軽自動車税情報ファイル (2)収納情報ファイル (3)滞納情報ファイル

**3. 個人番号の利用**

法令上の根拠	<p>特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。) 第9条第1項、別表第一項番16</p> <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p> <p>地方税法 第24条、第24条の5、第34条、第294条、第295条、第314条の2、第323条、第367条、第454条、第703条の4、第703条の5の2、第717条、第718条第2項</p>
--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携**

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>番号法 第19条第7号、別表第二 &lt;別表第二における情報提供の根拠&gt; 項番27 (固定資産税、軽自動車税に関する事務については情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) &lt;別表第二における情報照会の根拠&gt; 項番27</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条</p>	

**5. 評価実施機関における担当部署**

①部署	住民福祉部門税務課
②所属長の役職名	税務課長

**6. 他の評価実施機関****7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先	〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩828 長泉町企画財政課企画調整チーム 055-989-5504 kikaku@nagaizumi.org
-----	-----------------------------------------------------------------------------------

**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先	〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩828 長泉町企画財政課企画調整チーム 055-989-5504 kikaku@nagaizumi.org
-----	-----------------------------------------------------------------------------------

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署②所属長	加藤 孝一	三木 弘美	事後	
令和1年6月26日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署②所属長	三木 弘美	削除	事後	
令和1年6月26日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	新設	税務課長	事後	
令和1年6月26日	II しきい値判断項目1. 対象人数—いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	II しきい値判断項目2. 取扱者数—いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	新設	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く)	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用—目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か。	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用—権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か。	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く)	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続—目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続—不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策 8. 監査	新設	[O]自己点検 [O]内部監査 [ ]外部監査	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	新設	十分である	事後	